

熱海市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月16日

熱海市長 齊藤 栄

## 熱海市条例第20号

熱海市個人情報保護条例の一部を改正する条例

熱海市個人情報保護条例（平成10年熱海市条例第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熱海市個人情報保護法施行条例

目次及び第1章の章名を削る。

第1条から第4条までを次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

（開示請求に係る手数料）

第3条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、熱海市手数料徴収条例（平成12年熱海市条例第5号）の規定にかかわらず、実費の範囲内において規則で定める額とする。

（開示決定等の期限）

第4条 市の機関（議会を除く。以下同じ。）が開示決定等をする場合における法第83条第1項及び第84条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「15日以内」とし、同条中「60日以内」とあるのは「45日以内」と、「同条第1項」とあるのは「熱海市個人情報保護法施行条例（平成10年熱海市条例第3号）第4条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

第2章から第4章まで及び第5章の章名を削る。

第47条第1項中「第44条第1項」を「法第105条第3項において準用する同条第1項」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り上げ、同条を第5条とする。

第48条第1項中「諮問庁」の次に「（法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした市の機関をいう。以下同じ。）」を加え、同条第4項を削り、同条を第6条とする。

第49条を削る。

第50条の見出しを「（提出資料の写しの送付等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

審査会は、第6条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料を提出した審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

第50条第2項を削り、同条第3項中「意見書又は」を削り、「審査請求人等」を「諮問庁」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第7条とする。

第51条及び第52条を削る。

第53条中「この章」を「前3条」に改め、同条を第8条とする。

第6章及び第7章の章名を削る。

第57条から第59条までを削る。

第60条に見出しとして「（罰則）」を付し、同条中「第47条第6項」を「第5条第5項」に改め、同条を第9条とする。

第61条から第63条までを削る。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日（令和5年4月1日）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の熱海市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第4条第2項及び第10条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に旧条例第16条第1項若しくは第2項、第30条第1項若しくは第2項、第37条第1項若しくは第2項又は第37条の2第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(熱海市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)
- 5 熱海市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年熱海市条例第6号）の一部を次のように改正する。  
第12条中「熱海市個人情報保護条例（平成10年熱海市条例第3号）第9条第2項において準用する同条第1項及び第10条」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用する同条第1項及び第67条」に改める。